

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(茨城県指定 第0863390076号)

当事業所は契約者に対して指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

当サービスの利用は、原則として主治医の医師の指示により訪問看護が必要と認められた方が対象となります。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員体制
4. サービス内容と利用料金
5. サービス利用の終了
6. 事故発生時の対応
7. 苦情の受付について
8. 利用申し出からサービス提供までの流れ
9. サービス提供における事業者の義務
10. 損害賠償について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ナザレ園
(2) 法人所在地 茨城県那珂市中里 3 6 1 番地 2
(3) 電話番号 0 2 9 - 2 9 6 - 0 3 1 6
(4) 代表者氏名 理事長 菊 池 義
(5) 設立年月日 昭和 2 4 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問看護事業所 平成 1 2 年 3 月 1 7 日指定
茨城県 0 8 6 3 3 9 0 0 7 6 号
- (2) 事業の目的 当事業所は、主治医の指示に基づき、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士が要介護状態及び要支援状態にある在宅療養者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 ナザレ園訪問看護ステーション
- (4) 事業所の所在地 茨城県那珂市中里 3 6 1 番地 2
- (5) 電話番号 0 2 9 - 2 9 6 - 3 6 2 2 FAX 0 2 9 - 2 9 6 - 1 3 8 0
- (6) 事業所長（管理者） 宮本 路代
- (7) 事業所の運営方針 当事業所は、契約者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指し、自立した日常生活を営む事ができるように支援、心身の機能の維持回復を目指します。
- (8) 開設年月日 平成 1 2 年 3 月 3 1 日
- (9) 事業者が行っている他の事業

・短期入所生活介護 ・通所介護 ・訪問介護 ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与 ・配食サービス
--

(10) 通常の事業実施区域

・那珂市 ・常陸太田市 ・常陸大宮市 ・城里町 ・水戸市

(11) 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日	午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 3 0 分
休業日	日曜日・年末年始（1 2 / 3 1 ～ 1 / 3）

※但し、利用者の状態等によっては、この限りではありません。

3. 職員体制

- (1) 当事業所では、利用者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

令和7年4月1日現在

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名(兼務)			常勤1名(兼務可)
2. 看 護 師	3名(兼務)	4	5名	常勤換算2.5名以上
3. 准看護師				
4. 理学療法士	1名(兼務)			

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 常勤換算：職員週あたりの勤務延時間数の総数を、当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の非常勤看護師が5名いる場合、

常勤換算1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

- (2) 主な職員の職務内容

- ・ 事業所長（看護師） 当事業所職員を管理し、適切な訪問看護が行えるよう業務を総括します。事業所長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が事業所長の職務を代行します。
- ・ 看護師及び准看護師 事業所長の指示により、訪問看護の業務に従事する。

4. サービス内容と利用料金

- (1) サービス内容

当事業所では、契約者に対して次のサービスを提供しています。但し、主治医の指示に基づき、訪問看護計画を作成し提供しますので、利用者の容態により異なります。

- ① 事業所が提供するサービス

- ・ 介護保険制度で訪問看護サービスを利用される場合

介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付されます。

＜健康状態の観察＞

- ・ 体温、脈拍、呼吸、血圧などの測定
- ・ 特別な病状の観察と助言

＜日常生活の看護＞

- ・ 食事、排泄の介助
- ・ 身体の清拭、洗髪、入浴介助など

＜医師の指示による処置・管理＞

- ・ カテーテル類の管理
- ・ 床ずれ、創傷の処置
- ・ 服薬の管理

＜リハビリテーション＞

- ・ 日常生活動作の訓練、指導
- ・ 関節などの運動
- ・ 日常生活用具の相談

＜家族への心理的援助と介護方法の指導＞

＜終末期の看護＞

(2) 利用料金 別紙料金表参照

(ア) 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全部を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

(イ) 加算：初回、早朝、夜間、特別管理、緊急時、退院時共同指導、終末期に該当する場合、体制強化、複数名訪問、長時間訪問等の関係する法令に定められた費用の額が加算されることがあります。

(ウ) 平成 30 年度介護報酬改定にともない 7 級地一単位＝10. 21 と改定された自己負担額を領収いたします。

(例) 訪問看護 30 分未満を月 4 回 看護師によるサービスを受けた場合

単位数＝471 単位×4 回＋体制加算（3 単位）×4 回＝1,896 単位

費用額＝1,896 単位×10.21 円＝19,358

保険請求額（90％）＝19,358×90％＝17,422

利用者負担額＝19,358－17,422＝1,936 円

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、介護保険給付の支給限度を超える訪問看護サービスに係わる費用となりますので、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 通常の事業実施区域以外の地域においてサービス利用の場合

交通費 1 キロメートルあたり 30 円

② おむつ代、その他処置に要した費用 実費相当額

③ 訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置費用

10,000 円

(4) 利用料金のお支払方法

利用料金は1ヶ月毎に計算し、翌月初めに契約者に請求いたしますので、契約者はこれを翌月末日までに、以下のいずれかの方法でお支払いいただきます。

- | |
|----------------------------|
| ア. 訪問看護職員による集金 |
| イ. 口座からの自動引き落とし（手数料は事業所負担） |
| ウ. 窓口で現金払い |
| エ. 下記指定口座への振込み |
| 常陽銀行瓜連支店 普通 1215658 |
| ナザレ園訪問看護ステーション 所長 宮本 路代 |

(5) サービスの利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、契約者の都合により、訪問看護サービス利用の中止、変更追加の場合サービスの実施日までに介護支援専門員、事業所に申し出て下さい。

利用予定日の前日、当日利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出がある場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がない場合	自己負担相当額

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の状況により利用者の希望日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を提示して協議します。

利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

5. サービス利用の終了

(1) 次のような事項に該当するに至った場合には、サービスの利用は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 事業所が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能な場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から利用解除の申し出があった場合
- ⑥ 事業所から利用終了を申し出た場合（詳細は次の（3）を参照ください）

(2) 契約者からの利用終了

利用終了を希望する日を申し出てください。 但し、次の場合には、即時に利用を終了することができます。

- ① 利用者が入院された場合
- ② 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合

- ③ 事業所若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本利用を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(3) 事業所からの利用終了の申し出

次の事項に該当する場合には、訪問看護を終了させていただくことがあります。

- ① 利用者が訪問看護開始時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果訪問看護を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が故意又は重大な過失によりサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は、著しい不信行為を行うことなどによって、訪問看護を継続しがたい重大な事故を生じさせた場合

(4) 利用の終了に伴う援助

利用が終了する場合には、事業所は利用者の心身の状況、生活環境を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

6. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該等利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ② 前号の事故の状況および事故に察してとった処置を記録する。
- ③ 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

7. 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情や相談は次の専用窓口で受け付けています。

- ・ 苦情受付窓口

事業所長（管理者） 宮本 路代

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後 5時30分まで

土曜日 午前8時30分から午後12時30分まで

(2) 行政機関の苦情受付

- ・ 茨城県長寿福祉課

水戸市笠原町978番地の6

電話 029-301-3343

受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

- ・ 那珂市介護保険課

那珂市福田1819番地の5

電話 029-298-1111

受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

- ・ 国民健康保険団体連合会

水戸市笠原町978番地の26

電話 029-301-1565

受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

8 利用申し出からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合にはその内容に基づいて、利用開始時に「訪問看護計画」を作成します。
- (2) 担当者は主治医の指示書及び居宅サービス計画の原案に沿って訪問看護計画書を作成し、契約者及びその家族等に対し説明し同意を得た上でサービス提供いたします。
- (3) 看護計画は、主治医の指示書及び居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、若しくは契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問看護計画を変更します。
- (4) 訪問看護計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

① 要介護認定を受けている場合

居宅介護支援事業者の依頼に基づき訪問看護サービス提供の実施

居宅サービス計画（ケアプラン）

- ・ 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問看護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- ・ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担金）をお支払いいただきます。

② 介護認定を受けていない場合

- ・要介護認定の申請に必要な支援を行います。訪問看護計画を作成し、それに基づき利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。(償還払い)

要支援、要介護と認定された場合

- ・居宅サービス（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

自立と認定された場合

- ・利用は終了します。
- ・既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担です。

居宅サービス計画（ケアプラン） （訪問看護指示書に基づく）

- ・作成された居宅サービス計画に沿って、訪問看護計画を変更し、それに基づき、契約者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（事故負担金）をお支払いいただきます。

9. サービス提供における事業所の義務

事業所は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- (3) 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保存するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (4) 契約者へのサービス提供時において、契約者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- (5) 事業所及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

10. 損害賠償について

事業所の責任により契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を参酌して相当と認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

年 月 日

事業所	訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
事業所名	ナザレ園訪問看護ステーション
説明者職氏名	印

利用者	私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。
住所	〒 ー
氏名	印

ご利用者の関係者	私は、以上の説明に立会い、内容について説明を受け確認いたしました。私は本人の利用意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。		
本人との関係		署名代行の理由	
住所	〒 ー		
氏名	印		